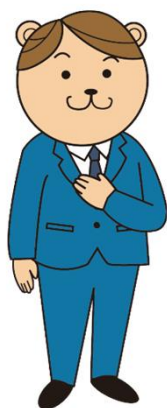


雇用関係助成金を取り扱う 職業紹介事業者等について

「雇用関係助成金」のうち、一部の助成金に関する職業紹介などは、特定地方公共団体（無料の職業紹介事業を行う地方公共団体）及び民間の有料・無料職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者等」と言います。）でも取り扱っています。また、民間の有料職業紹介事業者の就職支援サービスを利用することが前提となっている助成金もあります。



雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等となるには、**取扱事業者証**の交付を受ける必要があります。職業紹介事業者等の基準に該当しているとともに、同意条件に同意の上、都道府県労働局長あて助成金ごとに**同意書**の提出が必要です。

職業紹介事業者等が取り扱うことのできる雇用関係助成金は、「A雇用給付金」と「B再就職給付金」に分けられ、同意書もそれぞれ分かれています。

同意書の提出後、取扱事業者証が交付されます！

雇用関係助成金の取り扱いを行うことができる期間

同意書を提出後、労働局が交付する、**取扱事業者証の交付日から、有料・無料職業紹介の許可の満了する日までの期間**となります。許可期間の更新と合わせて、新たな期間分の**同意書**の提出もお願いします。

同意書の提出により雇用関係助成金を取り扱うことができる職業紹介事業者等

- 職業安定法第29条第1項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体（特定地方公共団体）
- 職業安定法第30条第1項の許可を受けた有料職業紹介事業者
- 職業安定法第33条第1項の許可を受けた無料職業紹介事業者
- 職業安定法第33条の2第1項、第33条の3第1項その他法令の規定による届出に係る無料職業紹介事業者
- 船員職業安定法第34条第1項の許可を受けた無料船員職業紹介事業者
- 船員職業安定法第40条第1項の規定により届出を行った無料船員職業紹介事業者

同意条件や同意書などの様式については厚生労働省のホームページよりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/joseijigyousya.html



石川労働局 職業安定部 職業対策課
電話 076-265-4428

